平成２２年（フ）第３８４号
静岡市葵区安東柳町11番地30―Ｃ号
債務者　久保　臣博
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０４号
静岡市清水区南岡町４番26号
債務者　五十嵐豊一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０５号
静岡市清水区南岡町４番26号
債務者　五十嵐由江
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５８号
静岡市駿河区丸子新田412番地　ベルフォーレⅡ201号
債務者　太平　千春
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２号
島根県浜田市内田町964番地１
債務者　八谷　嘉之
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１９７０号
横浜市青葉区市ケ尾町2017番地１
債務者　甲斐　康彦
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３２号
群馬県伊勢崎市鹿島町440番地１
破産者　ブルーローズグループ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
山口県萩市大字椿東3140番地４　老谷正市方、前住所山口県萩市大字土原229番地16
破産者　波多野誠幸
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１８号
長崎県五島市上大津町1113番地１
破産者　松栄興業有限会社
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第２７５号
群馬県伊勢崎市山王町1511番地
破産者　有限会社村上組
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第９０４号
千葉市中央区港町13番30号
破産者　株式会社三越住販千葉
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３６号
千葉市緑区誉田町２丁目21番地143サンアベニュー１―102号
破産者　新村　浩美
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２０号
千葉市中央区生実町2025番地５
破産者　有限会社アドハウス
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４号
千葉県旭市ニの3170番地の１
破産者　有限会社ワン・ハンドレッド
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第１３５号
島根県邑智郡美郷町浜原71番地１
破産者　有限会社磯野組
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３１８号
千葉県市川市北方３丁目13番15号
破産者　矢内　博之
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２０号
千葉市稲毛区宮野木町633番地の６
破産者　田村　　章
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８６号
千葉県船橋市高根台３丁目２番173棟206号
破産者　金谷　　茂
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０７号
千葉県市原市皆吉1706番地１
破産者　株式会社ジャパン・フーズ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係